

令和7年1月

**旅行業登録（新規・更新・変更）
を申請される方へ**

神奈川県文化スポーツ観光局観光課

電話 045-210-5765（直通）

〒231-8588 神奈川県 横浜市 中区 日本大通 1

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/senryaku/ryokogyo.html>



I 旅行業登録について

1 概要

(1) 旅行業及び旅行業者代理業について

- 旅行業法においては、報酬を得て一定の行為を行う事業を営もうとする者は、観光庁長官又は都道府県知事による旅行業又は旅行業者代理業の登録を受ける必要があります。

【一定の行為】

- ・旅行業法第2条第1項第1号から第9号に掲げる行為

- 旅行業者等は、業務の範囲により、第1種旅行業者、第2種旅行業者、第3種旅行業者、地域限定旅行業者、旅行業者代理業者に区分されます。また、登録を行う行政庁も異なります。

(2) 旅行サービス手配業について

- 旅行業法においては、報酬を得て、旅行業を営む者のため、一定の行為を行う事業を営もうとする者は、都道府県知事による旅行サービス手配業の登録を受ける必要があります。

【一定の行為】

- ・運送（鉄道、バス等）又は宿泊（ホテル、旅館等）の手配
- ・全国通訳案内士又は地域通訳案内士以外の者による有償による通訳案内の手配
- ・輸出物品販売所（消費税免税店）における物品販売の手配

(3) 手続きの概要

- 旅行業については、5年に1度の更新制となっています。
- 所在地の変更等が生じた場合には、変更届出等を提出する必要があります。

旅行業	旅行業者代理業者	旅行サービス手配業
新規登録 ・旅行業を行うために必要な登録（1種～3種、地域限定の区分あり） ・手数料17,010円	新規登録 ・旅行業者代理業を行うために必要な登録 ・手数料15,010円	新規登録 ・旅行サービス手配業を行うために必要な登録 ・手数料15,010円
更新登録 ・5年に1度の更新制 ・手数料17,010円	—	—
変更登録 ・区分を変更する際に必要な登録 ・手数料11,010円	—	—
変更届出等 ・登録内容に変更が生じた場合等の届出	変更届出等 ・登録内容に変更が生じた場合等の届出	変更届出等 ・登録内容に変更が生じた場合等の届出

Ⅱ 旅行業の新規登録申請について

1 業務の範囲と登録行政庁

		海外募集型の 企画旅行	国内募集型の 企画旅行	受注型の 企画旅行	企画旅行 以外
旅行業	第1種旅行業務	○	○	○	○
	第2種旅行業務	×	○	○	○
	第3種旅行業務	×	△(注1)	○	○
	地域限定	×	▲(注2)	▲(注2)	▲(注2)
旅行業者代理業		旅行業者代理業に係る契約で所属旅行業者が委託した業務			

注1：次の条件の下、募集型企画旅行が実施できます。

- 募集型企画旅行を実施する区域の限定
 - 一の募集型企画旅行ごとに、出発地、目的地、宿泊地および帰着地が次のア～ウの区域（以下「拠点区域」といいます。）内に収まっている必要があります。
 - ア．一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含みます。以下同じ。）の区域
 - イ．アの市町村に隣接する市町村の区域
 - ウ．観光庁長官の定める区域
- 【観光庁長官の定める区域】
- ① 一般旅客定期航路事業の船舶が、アの市町村の港を出港後、初めて入港する港の存する市町村（当該船舶の旅客の乗降の用に供される係留施設が存するものに限り。）の区域。
 - ・ ただし、両市町村が、ともに本土に存する場合を除きます。
 - ・ なお、本土とは、北海道、本州、四国、九州及び沖縄島の本島を指します。
- ② 地域内及び地域間の交流の促進に資する国内交通網及び輸送に関する拠点（以下「交通拠点」といいます。）の存する市町村の区域（アの区域及びイの区域を除く。）
 - ・ ただし、①旅行の出発地が交通拠点の存する市町村の区域内にあり、かつ、当該旅行の目的地がアの区域又はイの区域内のみにあること、②旅行の出発地がアの区域又はイの区域内にあり、かつ、当該旅行の目的地が交通拠点の存する市町村の区域内のみにあること、のいずれかに該当する場合に限り。

注2：次の条件の下、旅行が実施できます。

- 旅行を実施する区域の限定
 - 一の旅行ごとに、出発地、目的地、宿泊地および帰着地が拠点区域内に収まっている必要があります。

※ 旅行業（第1種）については、観光庁の登録になります。

問合せ先
 観光庁観光産業課
 電話 03-5253-8111（代表）
 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/index.html>

2 旅行業登録制度

	内容	根拠
1	旅行業（第2種・第3種・地域限定）を営もうとする者は、旅行業を営む主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなくてはならない。	・旅行業法第3条 ・旅行業法施行規則第1条の2第2号
2	旅行業の登録を受けようとする者は申請書及びその他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。	・旅行業法第4条 ・旅行業法施行規則第1条の4
3	登録を受けずに旅行業を営んだ者は法律により処分される。	・旅行業法第74条

3 登録の拒否要件

登録の申請者が、次の(1)から(10)に該当する場合、その登録は拒否される。

＜旅行業法第6条第1項＞

(1)	旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過していないものを含む。）
(2)	禁錮以上の刑に処せられ、又は旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
(3)	暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
(4)	申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
(5)	営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記(1)～(4)又は(7)のいずれかに該当するもの
(6)	成年被後見人もしくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(7)	法人であって、その役員のうちに上記(1)～(4)又は(6)のいずれかに該当する者があるもの
(8)	暴力団員等がその事業活動を支配する者
(9)	営業所ごとに旅行業法第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
(10)	旅行業を営もうとする者であって、当該事業を遂行するために必要と認められる旅行業法第4条第1項第3号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの

4 申請手続きについて

(1) 電子申請手続き及び電子納付の実施

- 申請手続き及び手数料の納付について、本県の電子申請システムである「e-kanagawa電子申請」を利用した電子申請手続き及び電子納付を実施しています。
- 「e-kanagawa電子申請」を使用するためには、事前に「利用者登録」が必要となります。以下のURLから、「利用者登録」を行ってください。

URL：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_initDisplay.action

〔電子申請手続きが難しい方〕

- ・ 諸事情により、電子申請手続きが困難である場合、これまで通り、紙媒体の申請書による窓口での申請を当面の間、受け付けますので、事前に当課までご相談ください。
- ・ 窓口申請での納付方法は次のとおりです。
令和7年3月31日まで…収入証紙またはキャッシュレス決済
令和7年4月1日から（予定）…キャッシュレス決済または納付書

(2) 申請手続きの流れ

- 申請手続きの流れは、次のとおりです。

はじめに、「e-kanagawa電子申請」の「利用者登録」を行ってください。

- ① 事前審査（基準資産額の確認）を行いますので、「e-kanagawa電子申請（様式名：旅行業（新規・更新・変更）登録（基準資産額の確認））」を通じて、「貸借対照表（法人）」又は「財産に関する調書（個人）」を提出してください。
※ 検索キーワードに「旅行」と入力し、「絞り込みで検索する」を押下すると、「手続き一覧」に関係手続が表示されます。
- ② 基準資産額を確認し、当課から連絡します。
- ③ 本申請の手続きについて、「e-kanagawa電子申請（様式名：旅行業登録（新規登録）」を通じて、行ってください。
- ④ 資料内容の説明や追加資料の提出を依頼する場合があります。
- ⑤ 申請について、審査を行い、不備がなければ、登録手続きを行います。
- ⑥ 登録作業完了後、「登録通知書」を送付します。登録番号や有効期限を記載していますので、大切に保管してください。

手続き名	段階	県		申請者
新規登録 (変更/更新登録も同じ)	事前審査	②基準資産額の確認	⇄ 電子申請システム	①貸借対照表等の提出
	本申請	④申請書類收受	← 電子申請システム	③申請書類の提出 [手数料]電子納付
	本審査	⑤申請書類審査		
	通知	⑥登録通知発出	→ 電子申請システム	⑦登録通知收受

5 申請に必要な書類等

○ 「旅行業新規登録申請書類一覧表」のとおり

※ 次のURLから、申請書類等をダウンロードしてください。

URL : http://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/senryaku/ryokogyo_yoshiki.html

6 手数料

○ 17,010円（申請時に「e-kanagawa電子申請」で電子納付）

※ 納付した手数料は、申請を取り下げた場合や、登録を受けられない場合であつても、原則返還できません。＜神奈川県手数料条例第5条＞
ご不明点等がある場合には、事前に観光課までご相談ください。

〔納付方法〕

Pay-easy（ペイジー）		
クレジット決済	Visa、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClub	
スマホ決済	2次元バーコード決済	PayPay、LINE Pay、メルペイ
	キャリア決済	d払い、auかんたん決済、ソフトバンクまとめて支払い
	電子マネー決済	モバイルSuica、楽天Edy
	その他	Apple Pay

7 新規登録申請にあたって特に注意する事項

(1) 主たる営業所所在地が神奈川県内にあること。

(2) 財産的基礎として基準資産額が第2種の場合700万円以上、第3種の場合300万円以上、地域限定の場合は100万円以上あること。

【基準資産額の算出方法】

〔基準資産額〕

＝〔資産〕－〔創業費その他繰延資産〕－〔営業権〕－〔負債〕
－〔不良債権〕－〔営業保証金または弁済業務保証金分担金〕

法人	最近の事業年度（設立後最初の決算を終了していない場合は会社設立時）における貸借対照表から算出
個人	財産に関する調書から算出

＜旅行業法第6条第1項第10号、同法施行規則第3条、同第4条＞

【精算状況報告書の提出】

○ 売掛金、未収金等の不良債権化するおそれのある科目については、精算済みであることを確認するため、「精算状況報告書」に必要事項を記載の上、「e-kanagawa 電子申請（様式名：旅行業（新規・更新・変更）登録（基準資産額の確認）」で提出すること。（「2 直近の事業年度における貸借対照表等」の項目で、ファイルを添付すること。）

【基準資産額、営業保証金の最低額・弁済業務保証金分担金の最低額】

	基準資産額	営業保証金の最低額 (旅行業協会保証社員 でない場合)	弁済業務保証金分担金 の最低額(旅行業協会保 証社員の場合)
旅行業 (第2種)	700万円	1,100万円	220万円
旅行業 (第3種)	300万円	300万円	60万円
旅行業 (地域限定)	100万円	15万円	3万円

※ 営業保証金及び弁済業務保証金分担金の額は年間取引見込額により異なり、上記は最低額である。

【基準資産額を満たさない場合】

- 増資又は贈与等により、不足分の資産を追加する必要がある。
- 増資又は贈与等により、不足分の資産が追加されたことがわかる資料として、商業登記簿の資本金の額（法人）や預金残高証明書（個人）等の資料を「e-kanagawa電子申請（様式名：旅行業（新規・更新・変更）登録（基準資産額の確認）」で提出すること。（「2 直近の事業年度における貸借対照表等」の項目で、ファイルを添付すること。）

(3) 登録と同時に旅行業協会の保証社員となる予定の申請者は、申請の際に旅行業協会の入会確認書または入会承認書を提出すること。

(4) 旅行業務取扱管理者を選任すること。

①	・ <u>1営業所につき1人以上の旅行業務取扱管理者を選任</u>すること。 ・ ただし、地域限定旅行業者で、営業所間の距離が40km以下であって、その営業所の取引額の合計が1億円以下の場合は、複数の営業所を通じて1人で足りる。
②	・ <u>拠点区域内の旅行のみ</u>について旅行業務を取り扱う営業所にあつては、総合旅行業務取扱管理者試験、国内旅行業務取扱管理者試験又は地域限定旅行業務取扱管理者試験（拠点区域内に係るものに限りま - す。）に合格した者、 ・ <u>国内旅行のみ</u>について旅行業務を取り扱う営業所にあつては、総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者、 ・ <u>海外旅行</u>について旅行業務を取り扱う営業所にあつては<u>総合</u>旅行業務取扱管理者試験に合格した者 を選任すること。
③	・ 選任する旅行業務取扱管理者について、<u>5年ごとに</u>、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るための、旅行業協会が実施する研修（<u>旅行業務取扱管理者定期研修</u>）を受講していること。 ・ ただし、5年以内にいずれかの旅行業務取扱管理者試験に合格した者は除く。
④	・ 従業員数10人以上の営業所においては、複数の旅行業務取扱管理者を選任すること。

- (5) 法人で申請する場合は、商業登記簿及び定款の目的を「旅行業」または「旅行業法に基づく旅行業」とすること。
- (6) 賃貸借契約書の写しを提出する場合は、申請者が旅行業の営業所を確保していることがわかる内容であること。

8 登録後の手続き等

旅行業者が責任を持って誤りなく行ってください。

(1) 登録後営業開始前に行うこと

ア	営業保証金の供託（旅行業協会保証社員でない場合）、または弁済業務保証金分担金の納付（旅行業協会保証社員の場合）の届出 ①営業保証金の供託の届出 - 登録通知を受けた日から14日以内に<u>営業保証金</u>を主たる営業所の最寄りの供託所に供託し、<u>営業保証金供託書の写し</u>を「e-kanagawa電子申請（様式名：旅行業登録（旅行業登録（関係資料提出））」で提出すること。 ＜旅行業法第7条＞ ※ 供託の詳細については、横浜地方法務局（電話045-641-7466）へお問い合わせください。 ②弁済業務保証金分担金の納付の届出 - 登録通知を受けた日から14日以内に弁済業務保証金分担金を所属旅行業協会に納付し、<u>弁済業務保証金分担金納付書の写し</u>を「e-kanagawa電子申請（様式名：旅行業登録（旅行業登録（関係資料提出））」で提出すること。 ＜旅行業法第49条、弁済業務規約（（社）全国旅行業協会）第8条、弁済業務規約（（社）日本旅行業協会）第8条＞
イ	旅行業者代理業務委託契約書の写し 旅行業者代理業者との契約を予定している場合には、旅行業登録後、<u>旅行業者代理業務委託契約書の写し</u>を「e-kanagawa電子申請（様式名：旅行業登録（関係資料提出））」で提出すること。
ウ	登録票の掲示等 ①登録票の掲示 「登録票」に必要事項を記入の上、各営業所で公衆に見やすいように掲示すること。 ＜旅行業法第12条の9＞ ②旅行業約款の掲示等 - 旅行業約款（「標準旅行業約款設定届出書」を提出した場合は標準旅行業約款）を各営業所において旅行者に見やすいように掲示し、または旅行者が閲覧できるように備え置くこと。 ＜旅行業法第12条の2第3項＞ ③料金の掲示 - 旅行者から収受する旅行業務の取扱の料金を定め、各営業所において旅行者に見やすいように掲示すること。 ＜旅行業法第12条第1項＞ ④「旅行業務取扱管理者証」の発行 - 旅行業務取扱管理者は旅行者から請求があったときは旅行業務取扱管理者証を提示すること。 ＜旅行業法第12条の5の2＞

	⑤「外務員証」の発行 - 旅行業者は、役員、従業員を問わず、営業所以外の場所で旅行業務を行う者に「外務員証」を携帯させること。 ※ 外務員が業務を行うときは「外務員証」を提示しなければならないので注意すること。 <旅行業法第12条の6第1項> ⑥取引条件説明書面及び契約書面の交付の準備 - 取引条件説明書面及び契約書面の交付の準備をすること（国土交通省令で定める場合を除く）。<旅行業法第12条の4、第12条の5>
--	---

（２）毎事業年度行うこと

取引額の報告	毎事業年度終了後100日以内に、その事業年度における旅行業務に関する旅行者の取引の額を「e-kanagawa電子申請（様式名：旅行業取引額報告書の届出）で報告すること。 <旅行業法第10条> ※ 取引額によって営業保証金または弁済業務保証金分担金の額が定められるので、営業保証金の追加供託または弁済業務保証金分担金の追加納付についても怠りないよう十分注意すること。 <旅行業法第8条>
--------	---

（３）必要な場合に適宜行うこと

登録事項の変更届出	登録事項等に変更があった場合には、30日以内に「e-kanagawa電子申請（様式名：旅行業登録（変更届出）」で届出を行うこと。 <旅行業法第6条の4第3項> ※ 営業所の旅行業務取扱管理者として選任した者の全てが欠けるに至ったときは、新たに旅行業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行業務に関して契約を締結できないので注意すること。 <旅行業法第11条の2第2項>
-----------	---

９ 登録の有効期間

- 有効期間は登録の日から起算して5年なので、期間満了後も引き続き営業を行おうとする場合は、有効期間満了の2か月前までに更新登録の申請を行うこと。

<旅行業法第6条の2、同法第6条の3、同法施行規則第1条の2>

- ※ 事前に基準資産額の確認を行いますので、「e-kanagawa電子申請（様式名：旅行業（新規・更新・変更）登録（基準資産額の確認）」を通じて、「貸借対照表（法人）」又は「財産に関する調書（個人）」を提出してください。

【職権抹消】

- 旅行業者等が登録を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を行っていないと認めるときは、<u>職権により抹消</u>を行う場合があります。 <旅行業法第19条第2項> - 登録の有効期間が満了し、更新登録申請が提出されていない場合は、登録を抹消します。 <旅行業法第20条第1項>

10 その他

- 上記のほか、旅行業法及びその他の法令等を遵守し、適切に営業を行うこと。
- ※ 法令遵守状況等に関する調査を依頼する場合があります。
- ※ 法令遵守状況等について、立入検査を行う場合があります。

＜旅行業法第70条＞

Ⅲ 旅行業の更新登録申請（変更登録申請）について

（１）概要

- 有効期間は、登録の日から起算して５年となりますので、期間満了後も引き続き営業を行おうとする場合は、有効期間満了の２か月前までに更新登録の申請を行う必要があります。

＜旅行業法第６条の２、同法第６条の３、同法施行規則第１条の２＞

- 新規登録と同様、基準資産額の確認を行ったのち、本審査を行います。
- 登録後は、登録通知書を送付します。

【変更登録申請について】

- 異なる種別に変更しようとする際に申請してください。

（例）地域限定→第３種、第２種→第３種

- 基本的な手続きは、新規登録、更新登録と同様となりますので、下記（２）以降をご参照ください。
- 第１種への変更を検討されている方は、登録行政庁が観光庁となるため、観光庁にご相談ください。

＜問合せ先＞

観光庁観光産業課 電話 03-5253-8111（代表）

（２）電子申請手続き及び電子納付の実施

- 申請手続き及び手数料の納付について、本県の電子申請システムである「e-kanagawa電子申請」を利用した電子申請手続き及び電子納付を実施しています。
- 「e-kanagawa電子申請」を使用するためには、事前に「利用者登録」が必要となります。以下のURLから、「利用者登録」を行ってください。

URL：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_initDisplay.action

〔電子申請手続きが難しい方〕

- ・ 諸事情により、電子申請手続きが困難である場合、これまで通り、紙媒体の申請書による窓口での申請を当面の間、受け付けますので、事前に当課までご相談ください。
- ・ 窓口申請での納付方法は次のとおりです。
令和７年３月３１日まで…収入証紙またはキャッシュレス決済
令和７年４月１日から（予定）…キャッシュレス決済または納付書

（３）手続きの流れ

- 申請手続きの流れは、次のとおりです。

「e-kanagawa電子申請」の利用者登録がお済でない方は、はじめに、「e-kanagawa電子申請」の「利用者登録」をお願いします。

- ① 事前審査（基準資産額の確認）を行いますので、「e-kanagawa電子申請（様式名：旅行業（新規・更新・変更）登録（基準資産額の確認）」を通じて、「貸借対照表（法人）」又は「財産に関する調書（個人）」を提出し

てください。

※ 検索キーワードに「旅行」と入力し、「絞り込みで検索する」を押下すると、「手続き一覧」に関係手続が表示されます。

- ② 基準資産額を確認し、当課から連絡します。
- ③ 本申請の手続きについて、「e-kanagawa電子申請（様式名：旅行業登録（更新登録）」を通じて、行ってください。
- ④ 資料内容の説明や追加資料の提出を依頼する場合があります。
- ⑤ 申請について、審査を行い、不備がなければ、登録手続きを行います。
- ⑥ 登録作業完了後、「登録通知書」を送付します。登録番号や有効期限を記載していますので、大切に保管してください。

手続き名	段階	県		申請者
新規登録 (変更/更新登録も同じ)	事前審査	②基準資産額の確認	⇄ 電子申請システム	①貸借対照表等の提出
	本申請	④申請書類收受	← 電子申請システム	③申請書類の提出 [手数料]電子納付
	本審査	⑤申請書類審査		
	通知	⑥登録通知発出	→ 電子申請システム	⑦登録通知收受

（４）基準資産額

- 財産的基礎として基準資産額が第２種の場合700万円以上、第３種の場合300万円以上、地域限定の場合は100万円以上あること。

【基準資産額の算出方法】

[基準資産額]

$$= [\text{資産}] - [\text{創業費その他繰延資産}] - [\text{営業権}] - [\text{負債}] \\ - [\text{不良債権}] - [\text{営業保証金または弁済業務保証金分担金}]$$

法人	最近の事業年度（設立後最初の決算を終了していない場合は会社設立時）における貸借対照表から算出
個人	財産に関する調書から算出

＜旅行業法第６条第１項第10号、同法施行規則第３条、同第４条＞

【精算状況報告書の提出】

- 売掛金、未収金等の不良債権化するおそれのある科目については、精算済みであることを確認するため、「精算状況報告書」に必要事項を記載の上、「e-kanagawa 電子申請（様式名：旅行業（新規・更新・変更）登録（基準資産額の確認）」で提出すること。（「２ 直近の事業年度における貸借対照表等」の項目で、ファイルを添付すること。）

【基準資産額、営業保証金の最低額・弁済業務保証金分担金の最低額】

	基準資産額	営業保証金の最低額 (旅行業協会保証社員 でない場合)	弁済業務保証金分担金 の最低額(旅行業協会保 証社員の場合)
旅行業 (第2種)	700万円	1,100万円	220万円
旅行業 (第3種)	300万円	300万円	60万円
旅行業 (地域限定)	100万円	15万円	3万円

※ 営業保証金及び弁済業務保証金分担金の額は年間取引見込額により異なり、上記は最低額である。

【基準資産額を満たさない場合】

- 増資又は贈与等により、不足分の資産を追加する必要がある。
- 増資又は贈与等により、不足分の資産が追加されたことがわかる資料として、商業登記簿の資本金の額(法人)や預金残高証明書(個人)等の資料を「e-kanagawa電子申請(様式名:旅行業(新規・更新・変更)登録(基準資産額の確認))」で提出すること。(「2 直近の事業年度における貸借対照表等」の項目で、ファイルを添付すること。)

(5) 申請に必要な書類等

- 「旅行業新規登録申請書類一覧表」のとおり
 - ※ 次のURLから、申請書類等をダウンロードしてください。
- URL: http://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/senryaku/ryokogyo_yoshiki.html

(6) 手数料

- 更新…17,010円(申請時に「e-kanagawa電子申請」で電子納付)
 - 変更…11,010円(申請時に「e-kanagawa電子申請」で電子納付)
 - ※ 納付した手数料は、申請を取り下げた場合や、登録を受けられない場合であつても、原則返還できません。＜神奈川県手数料条例第5条＞
- ご不明点等がある場合には、事前に観光課までご相談ください。

〔納付方法〕

Pay-easy(ペイジー)		
クレジット決済	Visa、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClub	
スマホ決済	2次元バーコード決済	PayPay、LINE Pay、メルペイ
	キャリア決済	d払い、auかんたん決済、ソフトバンクまとめて支払い
	電子マネー決済	モバイルSuica、楽天Edy
	その他	Apple Pay

(7) 登録の有効期間

- 有効期間は登録の日から起算して5年なので、期間満了後も引き続き営業を行おうとする場合は、有効期間満了の2か月前までに更新登録の申請を行うこと。

＜旅行業法第6条の2、同法第6条の3、同法施行規則第1条の2＞

【職権抹消】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ <u>旅行業者等が登録を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を行っていないと認めるときは、職権により抹消を行う場合があります。</u>＜旅行業法第19条第2項＞・ 登録の有効期間が満了し、更新登録申請が提出されていない場合は、登録を抹消します。
＜旅行業法第20条第1項＞ |
|---|